

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 2026年度以降の量の見込み・確保方策等について



資料 2

乳児等通園支援事業の量の見込み・確保方策等について

- 『子ども・子育て支援法』により、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画に乳児等通園支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定することとされています（子ども・子育て支援法第61条第2項第2号）。
- 令和7年3月に策定した「郡山市こども・若者計画」において、乳児等通園支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」の設定を行いましたが、令和6年度の策定時においては、令和11年度までを見通した量の見込み・確保方策の策定が難しい状況であったことから、令和7年度分のみの設定を行い、令和8年度以降の計画については、令和7年度における需要等を見極めた上で策定することとしておりました。
- 今般、9月16日付けで、こども家庭庁より「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」が示されたことより、**令和8年度以降の「量の見込み」及び「確保方策」の設定**を行います。
- また、こども誰でも通園制度を利用していたお子さんが、満3歳に到達し、同制度の対象ではなくなったとき、継続して教育・保育施設の利用ができるよう、市町村子ども・子育て支援事業計画に**連携・接続の推進方策**が必須記載事項となりました（子ども・子育て支援法第61条第2項第6号）。
- 令和8年度以降の「量の見込み」及び「確保方策」等の設定に当たり、子ども・子育て支援法第61条第7項の規定に基づき、**子ども・子育て会議のご意見をお聴きします。**

市町村子ども・子育て支援事業計画
※本市においては「郡山市子ども・若者計画」

現行					
	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み…①	57				
0歳	18				
1歳	21				
2歳	18				
確保方策…②	60				
0歳	18				
1歳	23				
2歳	19				
過不足(②-①)	3				

2026(令和8)年度以降は、
令和7年度中に設定

現在の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」（郡山市こども・若者計画 P97より）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 2026年度以降の量の見込み・確保方策等について



資料 2

根拠法令

○ 子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）（略）

（2）教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の**量の見込み**並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の**提供体制の確保の内容**及びその実施時期

（3）～（5）（略）

（6）乳児等のための支援給付に係る**教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容**

2～6 （略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、**第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。**

8～10 （略）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 2026年度以降の量の見込み・確保方策等について



資料2

量の見込み（案）について

今後、本市において見込まれるこども誰でも通園制度の需要量

「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（令和7年9月16日こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）」において示された方法に基づき算定を行います。

項目	区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
就学前児童数 ①	0歳児	1,883人	1,851人	1,814人	1,776人	こども・若者計画策定時の推計値を用いた。
	1歳児	1,955人	1,920人	1,888人	1,851人	
	2歳児	1,990人	1,943人	1,909人	1,877人	
保育所利用者数 ②	0歳児	365人	359人	352人	344人	こども・若者計画の値を用いた。
	1歳児	999人	983人	968人	952人	
	2歳児	1,176人	1,146人	1,130人	1,123人	
対象児童数 ③ (①－②)	0歳児	759人	746人	731人	716人	0歳児については、対象児童が0歳6か月以降のため、算定後2分の1とする。
	1歳児	956人	937人	920人	899人	
	2歳児	814人	797人	779人	754人	
利用率④		31.0%				
利用者数 ⑤ (③×④)	0歳児	236人	232人	227人	222人	
	1歳児	297人	291人	286人	279人	
	2歳児	253人	248人	242人	234人	
必要受入時間 ⑥ ⑤×10	0歳児	2,360時間	2,320時間	2,270時間	2,220時間	
	1歳児	2,970時間	2,910時間	2,860時間	2,790時間	
	2歳児	2,530時間	2,480時間	2,420時間	2,340時間	
必要利用定員総数 ⑦ ⑥/176	0歳児	13人	13人	13人	13人	
	1歳児	17人	17人	16人	16人	
	2歳児	14人	14人	14人	13人	

利用率④について

本市が実施した、こども・若者計画策定時のアンケートにおいて、回答者の52.6%がこども誰でも通園制度を利用したいと回答しました。

また、令和6年度の試行的事業において利用登録した75名のうち、実際に利用した方は44名でした。以上のことから、対象児童数の52.6%が利用登録し、そのうち44/75の割合が実際に利用するものと想定して31%（52.6%×44/75＝約31%）と算定しました。

必要受入時間⑥について

算定は、利用者数⑤に毎月の一利用者当たりの利用時間を乗算して行います。

国の示した算定方法においては、毎月の一利用者当たりの利用時間を10時間としています。

必要利用定員総数⑦について

算定は、必要受入時間⑥に毎月の定員一人当たりの受入れ可能時間数を除算して行います。

国の示した算定方法においては、定員一人当たりの受入れ可能時間数を176時間（8時間×22日）としています。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 2026年度以降の量の見込み・確保方策等について



資料 2

確保方策（案）について

「量の見込み」を満たすために、提供することも誰でも通園制度の供給量（＝定員数）

確保方策については、現在の定員及び今後の予定等を踏まえ、以下の方法で算定を行います。

（単位：人）

区分	現在定員 ①	R 8 年度 量の見込み ②	①－②	R 8 年度 確保方策 ③
0 歳	8	13	▲ 5	14
1 歳	11	17	▲ 6	20
2 歳	29	14	15	19
合計	48	44	4	53

①令和 7 年度における、こども誰でも通園制度の定員数は合計48人です。

②一方で令和 8 年度における国の算定方法による必要量（量の見込み）は44人となり、総数としては確保ができていますが、年齢別でみると0歳と1歳の定員が不足している状況となっています。

③そこで、0、1歳を対象とした施設の公募等や、現在認可している施設に対し意向調査等を実施し、2歳→1歳・0歳への定員の移行等の調整をすることで、必要な定員を確保します。

（参考）令和 7 年11月 5 日時点利用登録者数
0 歳…13人 1 歳…29人 2 歳…12人 合計…54人

教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保（案）について

- ・こども誰でも通園制度を利用していたお子さんが、満 3 歳に到達し、同制度の対象ではなくなったとき、継続して教育・保育施設の利用ができるよう、市町村子ども・子育て支援事業計画に連携・接続の推進方策が必須記載事項となりました（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 6 号）。
- ・本市においては、乳幼児期の発達の連続性を踏まえ、継続的に保育が提供されるよう、こども誰でも通園制度の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援してまいります。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の
2026年度以降の量の見込み・確保方策等について



資料 2

改正案

郡山市こども・若者計画 P97

改正案						現行					
	2025年度 (令和 7)	2026年度 (令和 8)	2027年度 (令和 9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)		2025年度 (令和 7)	2026年度 (令和 8)	2027年度 (令和 9)	2028年度 (令和10)	2029年度 (令和11)
量の見込み・・・①	57	44	44	43	42	量の見込み・・・①	57				
0 歳	18	13	13	13	13	0 歳	18				
1 歳	21	17	17	16	16	1 歳	21	2026(令和8)年度以降は、 令和 7 年度中に設定			
2 歳	18	14	14	14	13	2 歳	18				
確保方策・・・②	60	53	53	53	53	確保方策・・・②	60				
0 歳	18	14	14	14	14	0 歳	18				
1 歳	23	20	20	20	20	1 歳	23				
2 歳	19	19	19	19	19	2 歳	19				
過不足 (②－①)	3	9	9	10	11	過不足 (②－①)	3				
【 施設・事業者間での連携・接続の推進方策 】 乳幼児期の発達の連続性を踏まえ、継続的に保育が提供されるよう、 こども誰でも通園制度の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援してまいります。											